

使っていますか？
知っておくと便利な制度

医療費をサポート
自立支援医療制度

暮らしと社会生活をサポート
精神障害者保健福祉手帳

生活費をサポート
障害（基礎・厚生）年金

自立支援医療制度・・・てんかんを含む精神科の病気の通院費の自己負担が1割になり、所得に応じた上限額もある。

精神障害者保険福祉手帳・・・てんかんを含む精神科の病気があり、6か月以上治療。症状の程度により等級が分かれる。

障害（基礎・厚生）年金・・・公的年金に加入している人が対象。障害の程度により障害年金が支給される。

高額療養費・・・1か月の医療費：自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けられる。「限度額認定証」申請

税金の医療費控除・・・1年間の医療費が課税対象額の5%もしくは10万円を超えた場合、控除の対象

傷病手当金・・・ケガや病気などにより休業して、給料がもらえない時の生活保障のための支給

身体障害者手帳・・・身体障害者への各種援助

愛の手帳（療育手帳）・・・知的障害者への各種援助

小児慢性特定疾患治療研究事業・・・外来医療費が減額

乳幼児医療費助成・・・一部助成

重度障害児（者）医療費助成・・・一部（全額）助成

特別児童扶養手当・・・20歳未満の障害児在宅養育への手当

障害児福祉手当・・・20歳未満の障害児への手当

慢性的疾患であるてんかんの治療をしている人は、病状や障害の程度によって医療・暮らし・生活費など様々な助成や援助の申請ができます。居住の市区町村窓口にお問い合わせください。

公益社団法人日本てんかん協会 東京都支部

*** 活動案内 ***

○機関紙「ともしび」発行（月刊）
てんかんに関する最新医療情報、生活情報など多彩な特集を掲載

○関連図書の発刊
「成人期てんかんの諸問題」「重症児ガール」絶賛販売中！

○てんかん講座（毎月第4日曜日、12月を除く）
てんかんの専門医によるテーマ別の講演。懇談会

○ファミリーサポートセミナー
ウエスト症候群・赤ちゃんのてんかんセミナー
障害のある子の性と支援

○てんかん連続講座・1日講座
実践的な支援をコンパクトに基礎から学べます

○出張講座 要望に応じた内容・日時に出向きます

○グループ交流会
患者本人・家族など立場別、問題別に自由参加の集まり

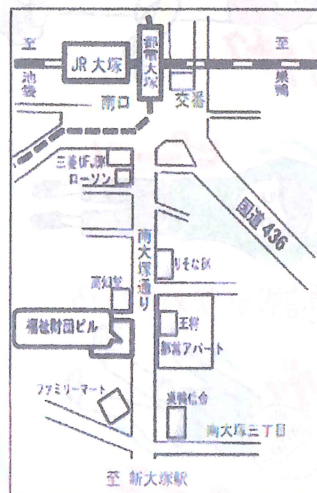
○コーヒープレイククラブ（レスパイト事業）

○相談 ピア・カウンセリング（東京都委託事業）
面接・電話による相談（予約制）03（3455）6321
東京都障害者福祉会館（第1～4金曜日13:30～14:30）

○東京都への要望活動

○署名活動 国会要請に向け随時活動

公益社団法人
日本てんかん協会
東京都支部
〒170-0005
豊島区南大塚3-43-11
福祉財団ビル7階
TEL 03（6914）0152
FAX 03（6914）0153
<http://tokyo-tomoshi-bi.jimdo.com/>
メール：
epitokyo@yahoo.co.jp



てんかんって
なに？



あかりちゃん



日本てんかん協会（波の会）
東京都支部

<http://tokyo-tomoshi-bi.jimdo.com/>

てんかんは 脳の病気のひとつ あらゆる年齢で発症します

100人

脳神経が過剰に興奮したり
電気の流れがショートすることにより、「てんかん発作」がおこります

- 発作は数秒～数分でおさまります。落ちついて対処すれば小布いことはありません。
- 発作の種類はさまざま。こういったものなのかわかりやすく、2つのタイプで考えてみましょう。

◎てんかんの原因は？

- ほとんどが原因不明です
- 脳に傷がつくことによるもの
- 脳腫瘍、脳内感染症
- 脳機能障害 など

◎てんかん発作を

くりかえし、同じ症状で(2回以上)起こした人は、医師の診断のもと、てんかん患者と考えます。

●正しい知識をもちましょう。

●まちがった行動はキケン!!

- 症状に合った薬をかかさず飲むことで70%以上の人は発作をコントロールできることを理解しましょう。

●知っていますか



- 不安やわからない事は相談してひとりでおかえこまないようにしましょう。
- 薬の飲み忘れ、心身の疲れ、睡眠不足 脳の緊張がとけた時などに発作を誘発しやすいので気をつけましょう。

●生活を大幅に変えなければいけないという事はありません。



ストレスとりのぞこう



聞かせて



てんかん協会です

①倒れない発作

- 単純部分発作
- 複雑部分発作

◎どのような動きなのか観察し、刺激しない

◎本人も周りも変化がわかりにくいので気づくことが重要



②倒れる発作

- 強直発作
- 脱力発作

◎あわてず焦らずに近づく状況を見る

◎ケガをしないよう注意する

◎状態と時間を確認し記録する



●共感を得て、理解が広がれば人と人がつながります。

●周りの協力が支えになります。



*こんな時は119

- 判断ができない時
- 5分～10分以上発作がつづく時
- 発作がおさまった後意識がもどらないままくりかえし発作が起きた(重積発作)時
- ケガをしていたり、体の違和感がある時
- あきらかに状態がよくない時

